

介護サービスの情報公表制度及び 介護サービス事業者経営情報データベースシステム について



宮崎県福祉保健部長寿介護課



内容

- ① 介護サービス情報の公表制度について
- ② 介護サービス情報の報告方法について
- ③ 介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて
- ④ 介護サービス事業者経営情報報告方法について



①介護サービス情報の公表制度について



介護サービス情報の公表制度について

○介護サービス情報の公表制度とは

介護サービスを利用しようとする者の権利擁護、サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、介護保険法第115条の35第1項の規定に基づいて、事業者に対し、「介護サービス情報」の公表を義務付けるもの。

〈介護サービス情報〉

介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの



介護サービス情報の公表制度について

○公表対象事業所

省令第140条の43に規定されるサービスを提供する事業者であって、

- ・ 新たにサービスを開始しようとする事業者
- ・ 毎年度県が策定する公表計画の基準日（毎年1月1日）前の1年間に
おいて、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業者



介護サービス情報の公表制度について

〈参考〉省令第140条の43に規定されるサービス

第百四十条の四十三 法第百十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（第十四条第四号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。別表第二において同じ。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。別表第二において同じ。）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護（第二十二条の十四第四号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第二において同じ。）、介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。別表第二において同じ。）、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護とする。

介護サービス情報の公表制度について

〈参考〉省令第140条の43に規定されるサービス（続き）

2 前項の規定にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下この条において「訪問看護等」という。）のうち、法第七十一条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた病院等、法第七十二条第一項本文の規定により居宅サービスに係る法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護医療院又は法第一百五十五条の十一において準用する法第七十一条第一項本文及び第七十二条第一項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護医療院であつて、指定があつたものとみなされた日から起算して一年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、法第一百五十五条の三十五第一項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。



介護サービス情報の公表制度について

○報告の内容（必須項目）

基本情報及び運営情報、事業所等の財務状況が分かる書類の報告

- ・基本情報（既存事業者＋新規事業者）

介護サービス事業所の名称・所在地、従業者、提供サービスの内容、利用料、電話番号、FAX番号、メールアドレスなど

- ・運営情報（既存事業者）

介護サービス利用者の権利擁護、サービスの質の確保、相談・苦情等への対応など



介護サービス情報の公表制度について

○報告の内容（必須項目）

- ・事業所等の財務状況が分かる書類の報告（既存事業者） ※令和6年度より追加

原則財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））

○報告の内容（任意項目）

- ・事業所の特色
従業者やサービスなどに加え、写真及び動画の掲載など事業所のPR
- ・1人当たり賃金 ※令和6年度より追加
事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数が分かるような形での公表を可能とするもの



介護サービス情報の公表制度について

～注意点～

令和7年4月1日より、各介護サービス事業者は、『原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。』となった。

※重要事項

運営規程の概要、勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項

※ウェブサイト

法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。

⇒そのため、法人のホームページ等で重要事項を掲載できない場合、介護サービス情報公表システムにて掲載する必要がある。

介護サービス情報の公表制度について

○報告の方法

- ・ 県で策定する公表計画に基づき、公表事業者へ直接通知（新規指定事業者に対しては、指定通知書とともに、案内を送付。）。
- ・ 通知が届いたら、指定された期日までに、インターネットを經由して、介護サービス情報報告システムにより報告

⇒事業者が報告後、県で報告内容について確認し、介護サービス情報公表システムにて公表。

※報告内容に疑義等がある場合、介護サービス情報公表システムにて公表されない場合がある。報告後、介護サービス情報公表システムにて内容が反映されているかを確認。

② 介護サービス情報の報告方法について



介護サービス情報の報告方法について

○手順

1. 公表事業者に県より報告依頼通知が届く。
2. インターネットを経由して、介護サービス情報報告システムに入る。
3. 通知に記載してあるID、パスワードを入力。各介護サービスコードを選択しログイン。

※県ホームページ、『介護サービス情報の公表制度に係る報告について』内に情報公表システム及び情報報告システムのリンクあり。



介護サービス情報の報告方法について

4. 『手順 1 基本情報』の各項目を入力（新規及び既存事業所必須）

5. 『手順 2 運営情報』の各項目を入力（既存事業所必須）
※この項目内に、『財務諸表』という項目があるため、各事業所にて作成している財務諸表のデータファイルをアップロードする。

※財務諸表の添付がない場合、情報報告システムにて報告後、情報公表システムにて公表できない場合があるため注意。 

介護サービス情報の報告方法について

6. 『手順3 事業所の特色』の各項目を入力（新規及び既存事業所任意）

※重要事項を掲載したい場合、ここの項目内、『法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧』下に利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（運営規程の概要等）の項目があるため、そこに重要事項説明書等のファイルをアップロードする。



介護サービス情報の報告方法について

7. 『手順4 独自項目』（新規及び既存事業所任意）

8. 『手順5 事業所の連絡先』（新規及び既存事業所一部必須）

※緊急時の担当者の連絡先設定については記入しないと報告内容の提出ができないため、必ず記入。

9. 『提出する』ボタンが赤く表示されるため、クリックし、提出。



介護サービス情報の報告方法について

～注意点～

- ・手順 1 ～ 4 の各入力項目については、入力後、『入力内容をチェックして登録する』ボタンを押すと入力内容が保存される。その後、前画面に戻る。

- ・『入力内容をチェックして登録する』ボタンを押すのみでは提出とならないため、必ず『提出する』のボタンを押す。
※提出されている場合、記入メニュー画面の『登録状況確認』の状況欄が『提出済』と表示される。



介護サービス情報の報告方法について

○よくあるお問合せ（Q&A）

Q1:介護サービス情報報告システムのID・パスワードが分からない。

A1:県で管理しているため回答は可能です。ただし、県からの通知に記載してありますので、通知は必ず事業所で保管してください。

※介護サービス情報の報告後も被災状況報告等でシステムのID・パスワードは必要です。

※パスワードについては、事業所で変更可能ですが、その際もパスワードの控えを必ず保管してください。

Q2:アップロードしたいファイルがアップロードできない。

A2:ファイルの形式（PDFか等）、容量（2MBを超えていないか）をご確認ください。

Q3:情報報告システムにて入力したのに情報公表システムにて反映されていない。

A3:情報報告システム内の『登録状況確認』の状況欄が『提出済』となっていない場合、提出されていません。『提出する』ボタンまで押して提出してください。

『提出済』となっている場合は、県長寿介護課までご連絡ください。



介護サービス情報の報告方法について

Q4：財務諸表について、事業所ごとに作成しておらず、法人で作成した物しかないが報告はどうすればよいか。

A4：事業所ごとの作成が難しい場合は法人で作成した物で差し支えありません。

Q5:財務諸表について、事業所で作成していない種類の物があるが、新たに作成しないといけないのか。

A5:事業所で作成している種類の物のみの報告で構いません。1つも作成していない場合は、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書でも差し支えありません。

Q6:財務諸表について、事業所の作成した物をそのまま公表すると個人が特定されてしまうため、どうすればよいか。

A6:個人が特定されないよう加工した上でご提出ください。

※財務諸表のアップロードの際には、アップロードした内容がそのまま公表されるため、個人が特定される内容が含まれていないかを十分ご確認の上アップロードをお願いいたします。



③ 介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて



介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて

○介護サービス事業者経営情報データベースシステムとは

- ・令和6年度介護保険法改正により、介護保険法第114条の44の2第2項の規定に基づき、介護サービス事業者は、介護サービス経営情報の報告を行わなければならないとされた。

- ・介護サービス事業者経営情報データベースシステムは、介護サービス経営情報の報告を行うためのシステムで、事業所又は施設の収益及び費用の内容等について報告するもの。

※介護サービス情報報告システムとは異なるシステムで、情報公表の財務諸表の報告とは異なり、報告した内容がそのまま公表されることはない。

介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて

○介護サービス事業者経営情報の報告について

- ・ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。

- ・ このため、介護サービス事業者経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設した。

- ・ 上記制度の創設に伴い、事業所が経営情報の報告を行うこととなった。



介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて

○報告の対象となる介護サービス事業者

原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものであるが、介護保険法施行規則第140条の62の2の2の規定に基づき、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告を求めないこととする。

- ① 当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下である者
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者



介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて

○報告の単位

原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとするが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとする。

○報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設 介護サービス情報公表制度と同じ。

○報告の対象とするサービス

介護サービス事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。
ただし、医療・障害福祉サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、介護サービスとの記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。

介護サービス事業者経営情報データベースシステムについて

○報告の内容

- ・事業所又は施設の名称、所在地その他の基本情報
- ・事業所又は施設の収益及び費用の内容
- ・事業所又は施設の職員の職種別人数その他の人員に関する事項
- ・その他必要な事項

○報告の期限

- ・介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。



④介護サービス事業者経営情報報告方法について



介護サービス事業者経営情報報告方法について

○手順

1. 厚生労働省ホームページ内『介護サービス事業者経営情報データベースシステム』に入る。
ホームページURL⇒<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

2. GビズIDを取得する。

※既にGビズIDを取得している場合には、新たに取得する必要はありません。

取得方法については、上記ホームページ内に案内があります。

3. GビズID取得後、報告期間内（毎会計年度の終了後）上記ホームページ内システムログインURLよりシステムに入り入力。

※操作方法やQ & Aについても上記ホームページ内に掲載しています。

※現在システム改修のため、令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告について、一時的に受付を停止している。改修には最大で数か月程度時間を要する見込みで、報告再開時期について、現時点では未定（令和7年3月より前に終了する会計年度に係る経営情報の報告については、入力可能）。

これまでに経営情報を報告したことのある事業者に対しては、システムに登録しているメールアドレスあてに、システム再開時期や報告期間について、連絡する予定。あわせて、事務連絡や介護保険最新情報等においても、同様の周知する予定。